○柏市公設総合地方卸売市場業務条例

令和２年３月19日

条例第18号

柏市公設総合地方卸売市場業務条例（昭和47年柏市条例第11号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第７条）

第２章　市場関係事業者

第１節　卸売業者（第８条―第18条）

第２節　仲卸業者（第19条―第24条）

第３節　売買参加者（第25条―第27条）

第４節　関連事業者（第28条―第31条）

第３章　売買取引及び決済の方法等

第１節　卸売市場の業務の方法（第32条―第35条）

第２節　取引参加者の遵守事項等（第36条―第56条）

第４章　市場施設の使用（第57条―第62条）

第５章　監督（第63条―第66条）

第６章　雑則（第67条―第71条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，柏市公設総合地方卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第４項に規定する事項，施設の管理その他必要な事項について定め，その適正かつ健全な運営を確保することにより，生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り，もって市民生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　卸売業者　法第２条第４項に規定する卸売業者であって，第９条第１項の許可を受けたものをいう。

(2)　仲卸業者　法第２条第５項に規定する仲卸業者であって，第19条第１項の許可を受けたものをいう。

(3)　売買参加者　第25条第１項の承認を受け，卸売に参加する者をいう。

(4)　関連事業者　第28条第１項の規定により許可を受け，同項各号に掲げる業務を営む者をいう。

２　前項に規定するもののほか，この条例において使用する用語は，法において使用する用語の例による。

（市場関係事業者の責務）

第３条　卸売業者は，市場における卸売の業務を適正かつ健全に運営し，生鮮食料品等の集荷機能の強化，流通の合理化及び品質管理の徹底を図り，並びに公正かつ明朗な取引を推進しなければならない。

２　仲卸業者は，市場における仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し，生鮮食料品等の公正かつ妥当な評価，流通の合理化及び品質管理の徹底を図り，並びに公正かつ明朗な取引を推進しなければならない。

３　関連事業者は，その業務を適正かつ健全に運営し，商品等の品質管理の徹底を図り，及び市場関係者に対するサービスの向上に努めなければならない。

（市場の名称及び位置）

第４条　市場の名称及び位置は，次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 柏市公設総合地方卸売市場 |
| 位置 | 柏市若柴69番地の1 |

（取扱品目）

第５条　市場の取扱品目は，次の各号に掲げる取扱品目の部類の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める物品とする。

(1)　青果部　野菜，果実並びにこれらの加工品及び付随品

(2)　水産物部　生鮮水産物並びにその加工品及び付随品

(3)　花き部　花き並びにその加工品及び付随品

（開場の期日）

第６条　市場は，次に掲げる日（以下「市場休業日」という。）を除き，毎日開場する。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3)　１月２日から１月４日まで及び12月31日

２　市長は，前項の規定にかかわらず，市民の食生活への影響，市場の業務に従事する者の労働条件，産地の出荷事情等を考慮し，市場休業日に開場し，又は開場日に休業することができる。

３　市長は，前項の規定により市場休業日に開場し，又は開場日に休業することとしたときは，インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（開場の時間）

第７条　開場の時間は，午前５時から午後８時までとする。ただし，市長は，市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは，これを臨時に変更することができる。

２　卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は，前項の開場の時間の範囲内で規則で定める。

第２章　市場関係事業者

第１節　卸売業者

（卸売業者の数の最高限度）

第８条　卸売業者の数の最高限度は，次の各号に掲げる取扱品目の部類の区分に応じ，それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　青果部　１人

(2)　水産物部　１人

(3)　花き部　１人

（卸売業者の許可）

第９条　市場において卸売の業務を行おうとする者は，市長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可は，取扱品目の部類ごとに行う。

３　第１項の許可を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。

４　市長は，第１項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは，同項の許可をしてはならない。

(1)　申請者が法人でないとき。

(2)　申請者が第15条又は第66条第１項の規定による許可の取消しを受け，その取消しの日から起算して２年を経過しない者であるとき。

(3)　申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ　禁錮以上の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しないもの

ウ　第１項の許可の申請に係る取扱品目の部類に属する売買参加者

エ　柏市暴力団排除条例（平成24年柏市条例第４号）第２条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

(4)　申請者が卸売の業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5)　第１項の許可をすることによって，卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

(6)　申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。

(7)　申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。

（卸売業者の保証金の預託）

第10条　卸売業者は，前条第１項の許可の通知を受けた日から起算して30日以内に，保証金を市長に預託しなければならない。

２　卸売業者は，保証金を預託した後でなければ，その業務を開始してはならない。

（卸売業者の保証金の額）

第11条　卸売業者の預託すべき保証金の額は，次の各号に掲げる取扱品目の部類の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める金額の範囲内で規則で定める。

(1)　青果部　1,200万円

(2)　水産物部　1,200万円

(3)　花き部　100万円

（卸売業者の保証金の追加預託）

第12条　卸売業者は，保証金について差押え，仮差押え又は仮処分命令の送達があったとき，預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは，市長の指定する期間内に，処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して市長に預託しなければならない。

２　卸売業者は，前項の規定による預託を完了しない場合においては，市長の指定する期間の経過後その預託を完了するまでは，卸売の業務を行うことができない。

（卸売業者の保証金の充当）

第13条　市長は，卸売業者が使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは，次項の他の債権者に先立って弁済を受ける権利に優先して，保証金をこれに充てることができる。

２　卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は，当該販売又は販売の委託による債権に関し，当該卸売業者が預託した保証金について，他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

（卸売業者の保証金の返還）

第14条　保証金は，卸売業者が第16条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定による届出をした日又は次条の規定により許可を取り消された日から起算して60日を経過しなければ，これを返還しない。

２　前項の保証金には，利息を付さない。

（卸売業者の許可の取消し）

第15条　市長は，卸売業者が第９条第４項各号（第１号，第２号及び第５号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは，同条第１項の許可を取り消さなければならない。

２　市長は，卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは，第９条第１項の許可を取り消すことができる。

(1)　正当な理由がないのに第９条第１項の許可の通知を受けた日から起算して30日以内に第10条第１項の保証金を預託しないとき。

(2)　正当な理由がないのに第９条第１項の許可の通知を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。

(3)　正当な理由がないのに引き続き30日以上その業務を休止したとき。

(4)　正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

（卸売業者の業務休止等の届出）

第16条　卸売業者は，次の各号のいずれかに該当するときは，規則で定めるところにより，遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1)　卸売の業務を休止し，又は再開したとき。

(2)　卸売の業務を廃止したとき。

(3)　第９条第１項の許可を受けた事項で規則で定めるものに変更があったとき。

２　卸売業者が解散したときは，当該卸売業者の清算人は，規則で定めるところにより，遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（卸売業者の事業報告書の提出等）

第17条　卸売業者は，卸売市場法施行規則（昭和46年農林水産省令第52号）第21条第１項に定めるところにより，事業報告書を作成し，これを市長に提出するとともに，当該事業報告書（同条第３項に規定する財務に関する情報が記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には，同条第４項に規定する正当な理由がある場合を除き，これを閲覧させなければならない。

（せり人の届出等）

第18条　卸売業者は，規則で定めるところにより，市場において行う卸売のせり人について，市長に届け出なければならない。

２　市長は，前項の規定による届出があった場合は，当該届出があった日から30日以内に，当該届出に係るせり人に対して，せり人証を交付しなければならない。

３　せり人は，せり売の業務に従事するときは，せり人証を携帯するとともに規則で定める記章を着用しなければならない。

４　卸売業者は，せり人がせり売の業務を行わなくなった場合は，規則で定めるところにより，遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第２節　仲卸業者

（仲卸業者の許可）

第19条　市場において仲卸しの業務を行おうとする者は，市長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可は，取扱品目の部類ごとに行う。

３　第１項の許可を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。

４　市長は，第１項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは，同項の許可をしてはならない。

(1)　申請者が法人でないとき。

(2)　申請者が第22条又は第66条第１項の規定による許可の取消しを受け，その取消しの日から起算して２年を経過しない者であるとき。

(3)　申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ　禁錮以上の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しないもの

ウ　暴力団員等

(4)　申請者が仲卸しの業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5)　申請者が卸売業者であるとき。

(6)　仲卸業者の店舗に空きがないとき。

(7)　申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。

(8)　申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。

（仲卸業者の保証金の預託）

第20条　仲卸業者は，前条第１項の許可の通知を受けた日から起算して30日以内に，保証金を市長に預託しなければならない。

２　仲卸業者は，保証金を預託した後でなければ，その業務を開始してはならない。

（仲卸業者の保証金の額等）

第21条　仲卸業者の預託すべき保証金の額は，次の各号に掲げる取扱品目の部類の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める金額の範囲内で規則で定める。

(1)　青果部　70万円

(2)　水産物部　70万円

(3)　花き部　70万円

２　第12条から第14条までの規定は，前条第１項の保証金について準用する。この場合において，第13条第２項中「卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は，当該販売又は販売の委託による債権に関し」とあるのは「卸売業者は，仲卸業者に対する卸売の債権に関し」と，第14条第１項中「第16条第１項」とあるのは「第23条第１項」と，「次条」とあるのは「第22条」と読み替えるものとする。

（仲卸業者の許可の取消し）

第22条　市長は，仲卸業者が第19条第４項各号（第１号，第２号及び第６号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは，同条第１項の許可を取り消さなければならない。

２　市長は，仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは，第19条第１項の許可を取り消すことができる。

(1)　正当な理由がないのに第19条第１項の許可の通知を受けた日から起算して30日以内に第20条第１項の保証金を預託しないとき。

(2)　正当な理由がないのに第19条第１項の許可の通知を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。

(3)　正当な理由がないのに引き続き30日以上その業務を休止したとき。

(4)　正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

（仲卸業者の業務休止等の届出）

第23条　仲卸業者は，次の各号のいずれかに該当するときは，規則で定めるところにより，遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1)　仲卸しの業務を休止し，又は再開したとき。

(2)　仲卸しの業務を廃止したとき。

(3)　第19条第１項の許可を受けた事項で規則で定めるものに変更があったとき。

２　仲卸業者が解散したときは，当該仲卸業者の清算人は，規則で定めるところにより，遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（仲卸業者の事業報告書の提出）

第24条　仲卸業者は，規則で定めるところにより，毎事業年度の末日における事業報告書を作成し，その日から起算して90日以内にこれを市長に提出しなければならない。

第３節　売買参加者

（売買参加者の承認）

第25条　市場において売買参加者となろうとする者は，市長の承認を受けなければならない。

２　前項の承認は，取扱品目の部類ごとに行う。

３　第１項の承認を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。

４　市長は，第１項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き，同項の承認をするものとする。

(1)　申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2)　申請者が次条又は第66条第２項の規定による承認の取消しを受け，その取消しの日から起算して１年を経過しない者であるとき。

(3)　申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(4)　申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

(5)　申請者が暴力団員等であるとき。

(6)　申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。

(7)　申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。

（売買参加者の承認の取消し）

第26条　市長は，売買参加者が前条第４項各号（第２号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは，同条第１項の承認を取り消さなければならない。

（売買参加者の廃止等の届出）

第27条　売買参加者は，次の各号のいずれかに該当するときは，規則で定めるところにより，遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1)　卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

(2)　第25条第１項の承認を受けた事項で規則で定めるものに変更があったとき。

２　売買参加者が死亡し，又は解散したときは，当該売買参加者の相続人又は清算人は，規則で定めるところにより，遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第４節　関連事業者

（関連事業者の許可）

第28条　市長は，市場機能の充実を図るため，次の各号に掲げる業務を営む者に対し，市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。

(1)　第５条に規定する取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売の業務

(2)　飲食店営業その他市場の利用者に便益を提供する業務

(3)　運送業その他市場の機能の充実に資する業務

２　前項の規定による許可を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。

３　市長は，第１項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは，同項の規定による許可をしてはならない。

(1)　申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2)　申請者が第30条又は第66条第３項の規定による許可の取消しを受け，その取消しの日から起算して２年を経過しない者であるとき。

(3)　申請者が業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(4)　申請者が業務に必要な行政庁の許可を受けていないとき。

(5)　申請者が暴力団員等であるとき。

(6)　申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。

(7)　申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。

（関連事業者の保証金の預託）

第29条　関連事業者は，前条第１項の規定による許可の通知を受けた日から起算して30日以内に，保証金を市長に預託しなければならない。

２　関連事業者は，保証金を預託した後でなければ，その業務を開始してはならない。

３　関連事業者の預託すべき保証金の額は，第61条第１項に規定する使用料月額の６倍に相当する額の範囲内において規則で定める。

４　第12条，第13条第１項及び第14条の規定は，第１項の保証金について準用する。この場合において，第12条第２項中「卸売の業務」とあるのは「第28条第１項各号に掲げる業務」と，第14条第１項中「第16条第１項」とあるのは「第31条第１項」と，「次条」とあるのは「第30条」と読み替えるものとする。

（関連事業者の許可の取消し）

第30条　市長は，関連事業者が第28条第３項各号（第２号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは，同条第１項の規定による許可を取り消さなければならない。

２　市長は，関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは，第28条第１項の規定による許可を取り消すことができる。

(1)　正当な理由がないのに第28条第１項の規定による許可の通知を受けた日から起算して30日以内に前条第１項の保証金を預託しないとき。

(2)　正当な理由がないのに第28条第１項の規定による許可の通知を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。

(3)　正当な理由がないのに引き続き30日以上その業務を休止したとき。

(4)　正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

（関連事業者の業務休止等の届出）

第31条　関連事業者は，次の各号のいずれかに該当するときは，規則で定めるところにより，遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1)　業務を休止し，又は再開したとき。

(2)　業務を廃止したとき。

(3)　第28条第１項の規定による許可を受けた事項で規則で定めるものに変更があったとき。

２　関連事業者が死亡し，又は解散したときは，当該関連事業者の相続人又は清算人は，規則で定めるところにより，遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第３章　売買取引及び決済の方法等

第１節　卸売市場の業務の方法

（差別的取扱いの禁止）

第32条　市長は，市場の業務の運営に関し，取引参加者その他の市場の利用者に対して，不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（卸売の数量，価格等の公表）

第33条　市長は，卸売業者から第49条第１項各号に掲げる事項の報告を受けたときは，規則で定めるところにより，速やかに同項各号に掲げる事項を公表するものとする。

（売買取引の方法）

第34条　市場において行う卸売については，次の各号に掲げる物品の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める売買取引の方法によるものとする。

(1)　別表第１に掲げる物品　毎開場日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法，それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法

(2)　前号に掲げる物品以外の物品　せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法

（決済の方法）

第35条　市場において取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日，支払方法その他の決済の方法は，規則で定める。

第２節　取引参加者の遵守事項等

（売買取引の原則）

第36条　取引参加者は，市場において公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

（卸売業者による差別的取扱いの禁止）

第37条　卸売業者は，市場における卸売の業務に関し，出荷者又は仲卸業者，売買参加者等に対して，不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（卸売業者の卸売の方法）

第38条　卸売業者は，第34条に規定する方法により，卸売を行わなければならない。

（卸売業者による売買取引の条件の公表）

第39条　卸売業者は，規則で定めるところにより，その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表しなければならない。

（受託拒否の禁止）

第40条　卸売業者は，その取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には，規則で定める正当な理由がある場合を除き，その引受けを拒んではならない。

（決済の確保）

第41条　取引参加者は，第35条に規定する方法により，決済を行わなければならない。

２　卸売業者は，市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めた場合は，速やかに市長に届け出なければならない。当該受託契約約款の内容を変更したときも，同様とする。

３　卸売業者は，仲卸業者若しくは売買参加者等又はこれらの団体と決済に関して契約等を締結したときは，その内容を速やかに市長に届け出なければならない。当該契約等の内容を変更したときも，同様とする。

４　卸売業者は，仲卸業者又は売買参加者等が卸売業者から買い受けた物品の代金の支払を怠ったときは，速やかに市長に届け出なければならない。

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第42条　卸売業者は，規則で定めるところにより，毎開場日，卸売の数量，価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）等を公表しなければならない。

２　卸売業者は，規則で定めるところにより，毎月末日までに，前月中に受領した委託手数料等の種類ごとの受領額及び同月中に交付した奨励金等の種類ごとの交付額を公表しなければならない。

（卸売の相手方の制限）

第43条　卸売業者は，仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし，仲卸業者及び売買参加者に対する卸売並びに市民への生鮮食料品等の安定供給の支障とならない範囲で行う場合は，この限りでない。

２　卸売業者は，前項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは，規則で定めるところにより，市長に届け出なければならない。

（市場外にある物品の卸売の規制）

第44条　卸売業者は，市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし，仲卸業者及び売買参加者に対する卸売並びに市民への生鮮食料品等の安定供給の支障とならない範囲で行う場合は，この限りでない。

２　卸売業者は，前項ただし書の規定により市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしたときは，規則で定めるところにより，市長に届け出なければならない。

（受託物品の検収）

第45条　卸売業者は，受託物品（市場内にある生鮮食料品等に限る。以下この項及び次項において同じ。）の受領に当たっては，検収を確実に行い，受託物品の種類，数量，等級，品質等について異状を認めたときは，市長の指定する検査員の確認を受けなければならない。

２　前項の確認を受けた卸売業者は，その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし，受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会って，その了承を得られたときは，この限りでない。

３　前条第２項に規定する卸売に関し，卸売業者が市場外において受託物品を受領する場合にあっては，卸売業者は確実な検収に努めるとともに，受託物品に異状を認めたときは速やかに委託者に通知するものとし，委託者から直接買い受けた者に当該物品が引き渡される場合にあっては，その者が検収を行うものとする。

（卸売物品の売買参加者等の明示及び引取り）

第46条　卸売業者は，その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者等が明らかになるよう措置しなければならない。

２　仲卸業者又は売買参加者等は，卸売業者から卸売を受けた物品を，速やかに引き取らなければならない。

３　卸売業者は，仲卸業者又は売買参加者等が引取りを怠ったと認められるときは，当該仲卸業者又は売買参加者等の費用で，その物品を保管し，又は催告をした後，他の者に卸売をすることができる。

４　卸売業者は，前項の規定により他の者に卸売をした場合において，その卸売価格（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）が前項の仲卸業者又は売買参加者等に対する卸売価格より低いときは，その差額を当該仲卸業者又は売買参加者等に請求することができる。

（仲卸業者の業務の規制）

第47条　仲卸業者は，市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について，販売の委託の引受けをしてはならない。

２　仲卸業者は，市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし，卸売業者及び売買参加者に対する取引並びに市民への生鮮食料品等の安定供給の支障とならない範囲で行う場合は，この限りでない。

３　仲卸業者は，前項ただし書の規定により生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは，規則で定めるところにより，市長に届け出なければならない。

（売買取引の制限）

第48条　せり売又は入札の方法による卸売の場合において，次の各号のいずれかに該当するときは，市長は，その売買を差し止め，又はせり直し，若しくは再入札を命じることができる。

(1)　談合その他不正な行為があると認めるとき。

(2)　不当な値段を生じたとき又は生じるおそれがあると認めるとき。

２　取引参加者が次の各号のいずれかに該当するときは，市長は，売買を差し止めることができる。

(1)　売買について，不正又は不当な行為があると認めるとき。

(2)　買い受けた物品の代金の支払を怠ったとき。

（卸売予定数量等の報告）

第49条　卸売業者は，毎開場日，規則で定めるところにより，次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

(1)　当日卸売をする主要な品目ごとの卸売予定数量及び産地

(2)　当日卸売をした主要な品目ごとの数量及び卸売価格

２　卸売業者は，毎月，規則で定めるところにより，次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

(1)　前月中に卸売をした品目，数量及び卸売金額

(2)　前月中に仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした物品の数量及び卸売金額

(3)　前月中に交付した第51条第１項の出荷奨励金の額

(4)　前月中に交付した第54条第１項の完納奨励金の額

（委託手数料の額）

第50条　卸売業者が，卸売のための販売の委託の引受けについて，その委託者から収受する委託手数料の額を定めるときは，あらかじめ，規則で定めるところにより，その内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとするときも，同様とする。

２　市長は，前項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは，卸売業者に委託手数料の額の変更を命じることができる。

（出荷奨励金の交付）

第51条　卸売業者は，取扱品目の安定供給の確保を図るため，市長の承認を受けて，出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

２　市長は，前項の承認の申請があった場合において，当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない，又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく，かつ，取扱品目の安定供給の確保に資するものと認められるときでなければ，承認をしないものとする。

（買受代金の即時支払義務）

第52条　卸売業者から物品を買い受けた者は，当該卸売業者に対し，当該物品の引渡しを受けると同時に当該物品の代金を支払わなければならない。ただし，卸売業者が当該物品を買い受けた者と支払猶予の特約をした場合であって規則で定めるところにより当該特約をした旨を市長に届け出たときは，この限りでない。

２　仲卸業者から物品を買い受けた者は，当該仲卸業者に対し，買い受けた物品の代金をできるだけ速やかに支払うよう努めなければならない。

３　第１項ただし書の規定による届出をした卸売業者は，当該届出に係る内容を変更したときは，規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（卸売代金の変更の禁止）

第53条　卸売業者は，卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし，市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは，この限りでない。

（完納奨励金の交付）

第54条　卸売業者は，卸売代金の期限内完納を奨励するため，市長の承認を受けて，仲卸業者及び売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。

２　市長は，前項の承認の申請があった場合において，当該申請に係る完納奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない，又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められるときでなければ，承認をしないものとする。

（衛生上有害な物品の売買禁止等）

第55条　市長は，衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。

２　取引参加者は，衛生上有害な物品を市場において売買し，又は売買の目的をもって市場に搬入してはならない。

３　市長は，衛生上有害な物品の売買を差し止め，又は撤去を命じることができる。

（物品の品質管理の方法）

第56条　取引参加者は，食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守し，市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

第４章　市場施設の使用

（市場施設の使用指定等）

第57条　卸売業者，仲卸業者及び関連事業者が使用する市場内の用地及び建物その他の施設（以下「市場施設」という。）の位置，面積，使用期間その他の使用条件は，市長が指定する。

２　市長は，市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは，売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して，市場施設の使用を許可することができる。

３　前項の許可（会議室に係る許可を除く。）を受けた者は，同項の許可の通知を受けた日から起算して30日以内に，保証金を市長に預託しなければならない。ただし，公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については，この限りでない。

４　前項の保証金の額は，第61条第１項に規定する使用料月額の６倍に相当する額とする。

（市場施設の使用上の義務等）

第58条　前条第１項の指定又は同条第２項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は，市場施設の用途を変更し，又は市場施設の全部若しくは一部を転貸し，若しくは他人に使用させてはならない。ただし，市長の承認を受けた場合は，この限りでない。

２　使用者は，市長の承認を受けずに市場施設に建築，造作若しくは模様替えを加え，又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

３　使用者が市長の承認を受けて，市場施設に建築，造作若しくは模様替えを加え，又は市場施設の原状に変更を加えたときは，市長は，当該使用者に対し，返還の際原状回復を命じ，又はこれに代わる費用の弁償を命じることができる。

４　使用者が第２項の市長の承認を受けずに市場施設に建築，造作若しくは模様替えを加え，又は市場施設の原状に変更を加えたときは，市長は，直ちに当該使用者に対し，原状回復を命じ，又はこれに代わる費用の弁償を命じることができる。

５　市長は，故意又は過失により市場施設を滅失し，又は損傷した使用者に対して，その補修を命じ，又はその費用の弁償を命じることができる。

（返還）

第59条　使用者の死亡，解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは，その相続人，清算人，代理人又は本人は，市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし，市長の承認を受けた場合は，この限りでない。

（指定又は許可の取消し等）

第60条　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，使用者に対し，第57条第１項の指定若しくは同条第２項の許可の全部若しくは一部を取り消し，又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命じることができる。

(1)　使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2)　市場施設について業務の監督，災害の予防，衛生の保持その他市場の管理上必要があると市長が認めるとき。

（使用料等）

第61条　市場の使用料は，月単位で徴収するものとし，その額は，別表第２の金額の範囲内で規則で定める。

２　市場において使用する電気，ガス，水道等の費用で，市長の指定するものは，使用者の負担とする。

３　使用者は，使用の有無にかかわらず使用料を納付しなければならない。

４　月額による使用料は，使用期間が１か月に満たないときは，日割計算による。ただし，月の中途において市場施設を使用しなくなったときの使用料は，月額とする。

５　既納の使用料は，これを返還しない。

（使用料の減免）

第62条　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，使用料を減免することができる。

(1)　使用者の責めに帰することができない事由によって，３日以上にわたり市場施設を使用することができないとき。

(2)　第60条第２号の規定による使用停止の期間が，引き続き３日以上にわたったとき。

(3)　災害その他特別の事由があると市長が認めるとき。

第５章　監督

（報告及び検査）

第63条　市長は，市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは，卸売業者，仲卸業者若しくは関連事業者に対し，その業務若しくは財産に関し，報告若しくは資料の提出を求め，又は当該職員に卸売業者，仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り，その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿，書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指導及び助言）

第64条　市長は，市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは，取引参加者に対し指導及び助言を行うことができる。

（改善措置命令）

第65条　市長は，市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは，取引参加者に必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。

（監督処分）

第66条　市長は，卸売業者又は仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には，１万円以下の過料に処し，又は第９条第１項若しくは第19条第１項の許可を取り消し，若しくは６か月以内の期間を定めて，その卸売若しくは仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

２　市長は，売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には，１万円以下の過料に処し，又は第25条第１項の承認を取り消し，若しくは６か月以内の期間を定めて，市場への入場の停止を命じることができる。

３　市長は，関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には，１万円以下の過料に処し，又は第28条第１項の規定による許可を取り消し，若しくは６か月以内の期間を定めて，その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

４　市長は，せり人が次の各号のいずれかに該当するときは，６か月以内の期間を定めて，その業務の停止を命じることができる。

(1)　この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2)　せり人が，せり売に関して委託者，仲卸業者若しくは売買参加者と通じて不当な処置をなし，又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

(3)　その職務に関して委託者，仲卸業者又は売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。

(4)　その他市場において，せり人として職務に公正を欠く行為があったと認めたとき。

５　取引参加者について，法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業員が，その法人又は人の業務に関し，この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは，その行為者に対して６か月以内の期間を定めて入場を停止するほか，その取引参加者に対しても第１項から第３項までの規定を適用する。

第６章　雑則

（無許可営業の禁止）

第67条　卸売業者，仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか，市場内においては，物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

２　市長は，前項の規定に違反した者に対しては，市場外に退去を命じることができる。

（市場への出入等に対する指示）

第68条　市場への出入，市場施設の使用又は物品の搬入，搬出及び場内の運搬については，市長の指示に従わなければならない。

２　市長は，前項の指示に従わない者に対しては，市場への出入，市場施設の使用又は物品の搬入，搬出及び場内の運搬を禁止することができる。

（市場秩序の保持等）

第69条　市場へ入場する者は，市場の秩序を乱し，又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

２　市長は，市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは，市場へ入場する者に対し，入場の制限その他必要な措置をとることができる。

（許可等の制限又は条件）

第70条　市長は，この条例の規定による許可，承認又は指定に際し，制限又は条件を付すことができる。

２　前項の制限又は条件は，許可，承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限のものに限り，かつ，許可，承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（委任）

第71条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和２年６月21日から施行する。ただし，附則第５項の規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正前の柏市公設総合地方卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた許可，承認，指定等の処分その他の行為は，この条例による改正後の柏市公設総合地方卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされた許可，承認，指定等の処分その他の行為とみなす。

３　この条例の施行の際現に旧条例第12条第１項の登録を受けている者は，新条例第18条第１項の規定による届出を行ったものとみなす。

４　新条例別表第２の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し，施行日前の使用に係る使用料については，なお従前の例による。

（準備行為）

５　新条例第９条第１項の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は，施行日前においても，同項の規定の例により行うことができる。

別表第１（第34条第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| 取扱品目の部類 | 品目 |
| 青果部 | 個品の一般野菜類 |
| 水産物部 | まぐろ類及びかじき類 |
| 花き部 | 切り花類，鉢物類及び苗物類（葬祭，年中行事等限られた特殊な用途に供されるものを除く。） |

別表第２（第61条第１項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 使用料 | 摘要 |
| 市場使用料 | 卸売業者 | 卸売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額 |  |
| 仲卸業者 | 販売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額 | 第47条第2項ただし書の規定により販売した場合に限る。 |
| 施設使用料 | 卸売業者売場 | 1平方メートルにつき月額　330円 |  |
| 仲卸業者売場 | 1平方メートルにつき月額　1,540円 |  |
| 買荷保管所 | 1平方メートルにつき月額　330円 |  |
| 業者事務所 | 1平方メートルにつき月額　1,320円 |  |
| 荷受事務所 | 1平方メートルにつき月額　1,430円 |  |
| 業者詰所 | 1平方メートルにつき月額　330円 |  |
| 水産加工室 | 1平方メートルにつき月額　1,320円 |  |
| 冷蔵庫 | 1平方メートルにつき月額　2,943円 |  |
| 保冷庫 | 1平方メートルにつき月額　1,100円 |  |
| 倉庫 | 1平方メートルにつき月額　770円 |  |
| 関連事業者店舗 | 一般食品売場 | 1平方メートルにつき月額　1,540円 |  |
| サービス店舗 | 1平方メートルにつき月額　1,100円 |  |
| 会議室 | 4時間につき　440円 |  |
| 業者専用駐車場 | 1区画につき月額　5,500円 |  |
| その他の用に供する区域 | 1平方メートルにつき月額　67円 |  |

備考　市場使用料及び施設使用料は，消費税額及び地方消費税額を含んだ額とする。